

(ハ)一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には労働組合を參與せしむべし。

(ニ)現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。

(A)資本配當の統制を斷行し、貨銀値上による大衆購買力の増進を計ること。

(B)輸出商品並に國內主要消費商品の價格の統制

(三)労働統制

(イ)労働組合法、團體協約法を制定し、労働者に自覺と共に光明を與へ、労働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業争議の最少化を促進し、進んで労働者が國家産業に貢獻し得る様統制すべし。

(ロ)労働争議調停法を改正し、必要に應じ一般産業にも強制調停を適用し、尙和解と調停に依つて解決を見ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の自己的闘争を終熄せしむるため、夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

(四)産業協力

(イ)産業協力の基本は自主的労働組合の公認を経とし、團體協約を締とする勞資兩者の協力に存すると雖ども、之を勞資兩者の自主的努力のみに放任することなく、國家も又産業協力委員會を設置し、産業平和及産業協力實現に努むべし。

(ロ)産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、労働、企業、消費三者同數の委員を以て構成す。但し委員會は全國的並に地方的、産業別的に設置すべし。

以上の要綱を内容とする産業及労働の統制に關する國策を樹立し、之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及労働に關係する團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議會を速やかに設置せられんことを要請す